

議案第 5 1 号

向日市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

向日市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

向日市国民健康保険財政調整基金条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（積立）</p> <p><u>第2条</u> 略</p> <p>（管理）</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>（運用益金の処理）</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>（繰替運用）</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>（処分）</p> <p><u>第6条</u> 基金は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>場合に限り、国民健康保険事業特別会計の財源としてその全部<u>又は</u>一部を処分することができる。</p> <p>(1) 保険給付費及び国民健康保険事業費納付<u>金</u>の増大等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補てんするための財源に充てるとき。</p> <p>(2) <u>歳入欠陥</u>を補てんするための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p>（<u>基金の造成限度額</u>）</p> <p><u>第2条</u> <u>基金の造成は、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の前年度平均月額</u>の2か月分に相当する額に達するまでを限度とする。</p> <p>（積立）</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>（管理）</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>（運用益金の処理）</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>（繰替運用）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（処分）</p> <p><u>第7条</u> 基金は、<u>次の各号の一に</u>該当する場合に限り、国民健康保険事業特別会計の財源としてその全部<u>または</u>一部を処分することができる。</p> <p>(1) 保険給付費、<u>老人保健拠出金及び介護納付金</u>の増大等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補てんするための財源に充てるとき。</p> <p>(2) <u>災害により生じた減収</u>を補てんするための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第8条</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。